【 会 議 録 】

日時:平成 19 年 9 月 22 日 (土) 13:30~16:00

会議名	自治基本条例に関する勉強会 第1回 幹事会	場所	越谷市中央市民会館 4 階 会議室 A
議題等	 議題 1 協議事項 (1)勉強会の趣旨について (2)幹事の役割について (3)今後の日程について ア 第2回の内容について イ 第3回以降の日程・内ウ その他 2 その他 	容について	
資料等	・ 次第書・ 資料 1 一自治基本条例に関する勉強会について・ 資料 2 一 (仮称) 越谷市自治基本条例審議会の概要 (未定稿)		
出席者	幹事 11 名 事務局(企画課職員) 4 名		
内容	別紙・議事要旨のとおり		

● 合意・決定事項等

- 1 協議事項
 - (1)勉強会の趣旨について
 - (2) 幹事の役割について
 - (3) 今後の日程について
 - ●ア 第2回勉強会の内容について(当日の役割分担) 代表幹事4名で、司会進行・開会あいさつ・講師紹介・閉会あいさつをそれぞれ行うことになった。
 - ●イ 第3回以降の日程・内容について(第3回勉強会の開催日)

日時: 平成 19 年 10 月 27 日 (土) 午後 1 時 30 分~2 時間程度

会場:未定(第2回勉強会までに決定)

内容:審議会の組織(人数、委員構成)について

今後の勉強会の内容について

●ウ その他(第2回幹事会の開催日)

日時: 平成 19 年 10 月 17 日(水) 午後 7 時~午後 8 時 30 分

会場:越谷市中央市民会館 4階 会議室A·B

2 その他

第1回幹事会 会議録(要旨)

1 協議事項

- (1)勉強会の趣旨について
- (2) 幹事の役割について
- (3) 今後の日程について

【事務局からの説明】

- (1)勉強会の趣旨について
 - 勉強会は審議会の基盤づくりである。
 - ・ 勉強会は、平成20年4月に設置する予定の(仮称)越谷市自治基本条例審議会(以下、審議会)において、越谷市の自治基本条例の内容についての議論が速やかに 始められるよう、あらかじめ必要な事項(条例の内容など)について学習・意見 交換する場である。
 - ・ 勉強会では、審議会の運営方法等(検討スケジュール、審議会の構成など)についても意見交換する。
 - ・ 審議会の設置に必要な事項は、審議会設置条例(平成 19 年 12 月議会提案予定) で定める。そのほか、審議会の運営に必要な事項は審議会が別に定める。そのため、審議会の運営が円滑に進むよう、あらかじめ必要な事項について検討を行う。

(2) 幹事の役割について

- ・ 勉強会は、参加者が互いの意見の違い等を認め合いながら運営する「自治」の実 践の場ともするため、幹事が中心となり進行等を行っていただきたい。
- ・ 幹事は、勉強会のスケジュール案の作成など準備を行い、当日の進行を行う。

(3) 今後の日程について

ア 第2回の内容について

- ・ 「他市の自治基本条例を読む」というテーマで、市民社会パートナーズ代表の庄嶋 孝広先生に講師をお願いしている。庄嶋先生はファシリテーターの専門家ともいえる方で、実際に多くの自治体等でワークショップ形式の講演を行っている。今後の勉強会は、ワークショップ形式で進めていきたいと考えているので、ぜひ参考にしていただきたい。
- ・ 勉強会については、できれば幹事の皆さんで進行をしていただきたい。

イ 第3回以降の日程・内容について

- ・ 開催日時は幹事の皆さんにお任せするが、内容については事務局から提案させていただきたい。12 月議会に審議会設置条例を提出することから、審議会の組織(特に人数や委員構成)について第 3 回勉強会で検討していただき、ご意見をいただきたい。そのご意見をもとに、事務局で条例案をまとめていきたいと考えている。
- ・ 審議会を設置する場合、越谷市では報酬が発生する。そのため、勉強会の参加者 が全員、審議会委員になるのは難しいのではないかと考えている。

ウ その他

・ 次回の幹事会の開催については、毎回同じ曜日・時間帯に幹事会を開催すると、1

度も意見を発言できない方が出てきてしまう可能性がある。そのため平日の夜など、他の幹事の皆さんが参加しやすい時間帯にも開催をお願いしたい。夜に開催する場合は、午後7時から2時間程度を予定している。

【意見】

- ・ 自治基本条例とはどんなものか、今年いっぱい基本的な勉強を行うのは非常に良いと思う。
- ・ 勉強会は、ワークショップ形式が良いと思う。ワークショップ形式で行う場合は、 幹事がファシリテーター役を担うことになると思うので、幹事はファシリテータ ーについての勉強をするべきではないか。
- ・ 勉強会とは市民を巻き込むツールである。
- ・ 多くの市民は自分の生活に追われ、行政の問題にまで目が届かない。まずは、市 民が興味のあるもの、関心があるも(身の回りのもの)のを前面に押し出して自 治基本条例の存在をアピールし、この取り組みを知ってもらうのが先ではないか と思う。
- ・ 自治基本条例は制定のプロセスが大切であり、その後の運用もまた、大切である。 そのためには、多くの市民の理解と協力が必要である。
- ・ 自治基本条例の制定作業に若者をどう巻き込むか。勉強会では、その具体的手法 について検討すべきである。
- ・ 分会(部会)をつくった方が良いのではないか。
- 勉強会の役割は2つであると思う。
 - 1つ目は、自治基本条例にどのような内容を盛り込むかを検討すること。そのためには、自治基本条例に対する共通認識が必要である。また、条文等の細かい検討は審議会で行うことから、勉強会は審議会へ移行するまでの勉強の場である。
 - 2つ目は、自治基本条例制定をきっかけに、いかに市民に越谷市政への関心を持ってもらうか。そのために、どのように多くの市民(特に若い世代)を巻き込んでいくか。その具体的な手法を考えるべきことである。
- ・ 勉強会では、審議会で審議する内容についても検討するべきではないか。
- ・ 勉強会の役割は、審議会で審議する条例の素案づくりという位置付けでよいと思う。
- 第3回勉強会では、審議会設置条例を提案するために必要な項目のみ検討する。また、今後の勉強会での意見や検討内容を審議会へ渡せればよいのではないか。
- ・ 審議会委員は無報酬、ボランティアでよいと思う。

【質問】

- 1. 第2回勉強会の進行について。
- 2. 審議会設置条例は12月議会への提出でなければいけないのか。
- 3. 公募委員の人数や選定の仕方、募集の方法について。

【質問に対する事務局の考え方】

- 1. 第 2 回勉強会は、できれば幹事の皆さんで進行していただきたい。ワークショップの進行は講師の庄嶋先生にお任せするので、最初と最後のあいさつや講師紹介などをお願いしたい。
- 2. 審議会での審議時間を十分に確保したいとの趣旨から、4月1日に審議会を発足させたいと考えている。そのために12月の議会で審議会設置条例を成立させ、年明けに審議会委員の募集・選定をし、4月1日から審議会をスタートさせるというスケジュールで進めていきたいと考えている。3月議会提案であると、審議会委員を4月から募集し、決定・発足が早くても6月か7月になってしまい、3ヶ月は遅れてしまう。
- 3. 公募委員の人数等は勉強会で検討していただきたいと考えている。選定については、あるテーマについて論文を提出していただき、選定する方法が一般的である。 募集については、広報やホームページなどへ掲載し、お知らせすることになると 思う。

2 その他

【事務局からの説明】

- ・ 今後の勉強会の内容として、今回欠席された幹事の方から提案があったので紹介 させていただく。①越谷市の憲章・規則・計画類にはどんなものがあるのか、その 目的と役割は?②越谷市の制度にはどんなものがあるのか、その役割は?など、 越谷の現状を知ることは、自治基本条例を制定するうえで必要なのではないか、 との提案である。
- ・ 今後、勉強会や幹事会を進めていくうえで、提案や意見があったら発言をお願い したい。

【意見】

- ・ 越谷市の現状を細かく勉強する必要はないのではないか。
- ・ 市の実態・課題などを知らないと、市の現状に即した自治基本条例はつくれない と思う。現状を知ることは必要である。また、課題が条例に盛り込む内容にも関 連してくるのではないかと思う。
- ・ 駒村先生の講演にもあったが、憲法を尊重し憲法に違反しない範囲で条例をつくるわけなので、憲法と条例・憲法と地方自治体など、関連のあることを勉強すべきではないかと思う。
- ・ 越谷市の市民生活レベルは高いか疑問である。市の周辺部などは、農村形態であ り、保守的・閉鎖的な部分が多く残っている。まずは、審議会設置の前に保守的 な考え方を持った市民を含めて、多くの方に参加してもらう方法等を考えたほう が良いと思う。
- ・ 行政と自治会の関係は、横並びが理想だが、越谷市の場合は自治会が行政からの 指示を受けて動くという、上下の関係にあるように思う。その関係を改善してい けるように、分権・協働を進めていけたらいいと思う。
- ・ 越谷市だけではないが、最近は"オラが村"という意識が薄いように思う。これ

をきっかけに多くの市民を巻き込んで、盛り上がっていけたらいいと思う。

- ・ みんなが知恵を出し合って、市民・特に若い方を巻き込む方法を考えていけたらいいと思う。駅で参加を呼びかけたり、なにかキャンペーンを実施したり、色々な方法を考えたい。
- ・ 牛山先生や駒村先生の講演にもあったが、自治基本条例は抽象的な内容でいいと 思う。
- ・ 「自治基本条例に関する勉強会」では、だれも参加したいと思わない。魅力的な 呼びかけができるよう具体的な手法を考えるべきだと思う。

【要望】

・ 幹事会の議事録、勉強会の資料等の公表をお願いしたい。

【要望に対する事務局の考え方】

・ 幹事会の議事録については、要旨として作成したいと考えている。